

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	上岡	康彦
同	平岡	望
同	小田	正幸
同	河村	邦彦

令和 3 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 3 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 3 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 3 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、内部統制の運用上の重大な不備が把握されたことについて、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価対象期間において有効に運用されていない。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 運用上の重大な不備事案に関する意見

このたびの収賄事件に限らず、およそ幹部職員による不祥事は、県政に対する県民の信用失墜だけでなく、職員の上司に対する信頼も損なわれ、組織のモラルやパフォーマンスが低下し、内部統制上のリスクの増大につながる重大な問題だということを、職員全員が厳しく受け止めなければならない。

県においては、これまでも法令遵守や公務員倫理に関する研修が行われてきたにもかかわらず、このたびの収賄事件では、当該職員が約 20 年にわたり、しかも幹部職員となっても不正を継続してきた事実が判明したところであり、このことから、同様の事案を二度と起こさないため、改めて対策を講じる必要がある。

そこで、今回の不祥事案の根本的な問題点について考えるならば、「公務員は全体の奉仕者である」というサービスの根本基準について、知識としては理解できていたとしても、常に県民への説明責任や組織全体への信頼感を意識してそれを実践するという真の自覚と緊張感が欠如していたものと言わざるを得ない。

このたびの不祥事案を受けて、県では、大規模な研修を実施するとともに、不当な働きかけに関する通報制度を拡充したところであるが、こうした取組を生かせるかどうかは、結局のところ、職員一人ひとりの自覚と行動にかかっており、コンプライアンスが「制度」や「知識」にとどまっている限り、認識の甘さから、再び同様の問題が繰り返される恐れがある。

このような不祥事を根絶するためには、職員が常に全体の奉仕者としての自覚を持ち、人間関係などによる誘惑を断ち切ることができるような緊張感のある職場風土や組織文化を育むことが重要であり、特に管理職のマネジメント力の強化と指導力の発揮が不可欠である。

このため、県においては、コンプライアンスや公務員倫理の定着に向けて、管理職にふさわしい資質を備えた人材の育成とともに、緊張感のある職場環境づくりに全力で取り組むこととされたい。